（総合交通体系企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）

第十六条　総務課に、総合交通体系企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2　総合交通体系企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（調整官、事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びに事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　事業総括調整官は、調整官のつかさどる事務に係る事業調整に関するものを統括する。

4～6　（略）

7　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（海外プロジェクト企画官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十八条　海外プロジェクト推進課に、海外プロジェクト企画官及び海外プロジェクト推進企画調整官それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2　海外プロジェクト企画官は、命を受けて、海外プロジェクト推進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

5　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（不動産業指導室及び不動産業政策調整官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室及び不動産業政策調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産業政策調整官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（不動産市場企画調整官及び不動産投資推進官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産市場企画調整官及び不動産投資推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）

第十六条　総務課に、政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにインフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　インフラレジリエンス企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、国土の強靱化に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。

4～6　（略）

7　インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国際建設管理官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十八条　海外プロジェクト推進課に、国際建設管理官及び海外プロジェクト推進企画調整官それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2　国際建設管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。第五項において同じ。）で建設技術及び国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3・4　（略）

5　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（不動産業指導室及び不動産政策企画官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室及び不動産政策企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産政策企画官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官一人を置く。

2　不動産投資推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産特定共同事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　不動産投資の推進に関すること。

3　不動産投資推進室に、室長を置く。